

町の施設における指定管理者の指定について

町では、下記施設における平成25年4月1日からの指定管理者を指定いたしましたので、お知らせいたします。各施設の利用に関するお問い合わせなどは下記の担当者にご連絡下さい。

施設名	指定管理者名等	指定管理する期間	指定管理者が行う主な業務
興部町公衆浴場	興部環境事業協同組合 理事長 河原 隆 連絡先 Tel82-2118 【担当】 (株)マルコウ 長坂廣行 連絡先 Tel82-2015	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	・公衆浴場の運営 ・公衆浴場の施設全体の維持管理 ・利用料金の収受
興部町営 パークゴルフ場 (興部パークゴルフ場) (沙留パークゴルフ場)	興部環境事業協同組合 理事長 河原 隆 連絡先 Tel82-2118 【担当】 (株)服部工業 服部徹也 連絡先 Tel82-2405	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	・パークゴルフ場の施設の維持管理(清掃草刈、コース管理) ・利用料金の設定及び収受 ・施設利用の承認
興部交通記念複合施設(アニュー)及び興部交通記念広場	興部町商工会 会長 阿部 昭一 連絡先 Tel82-2217 【担当】 興部町商工会 田内秀男 連絡先 Tel82-2217	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	・施設の維持管理(警備も含む) ・道の駅の運営 ・利用料金の設定及び収受 ・施設利用の承認

【指定管理者制度とは】

指定管理者制度は、従来の管理委託制度に代わって、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として設けられたものです。

興部町では平成19年度よりこの制度を導入し、3つの施設におきまして3年間の指定管理を行い、管理運営の実績や制度の導入効果等を踏まえて、このたび4月1日から再び3年間の指定管理を行うこととなりました。

平成24年分所得申告の受付について

上記の件につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済まされますようお願い致します。

■申告の必要な方

- 平成24年1月1日～平成24年12月31日までの間に収入を得た方
※収入とは、営業・給与(事業専従者給与を含む)・報酬・年金・賃金・譲渡等により支払いを受けること。
- 年末調整が済んでいる方で、年金・賃金・不動産・配当・譲渡等の収入のある方。医療費控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。また、年末調整に誤りのある方。
- 申告を要する収入はないが、国民健康保険に加入している方
- 公的年金等の収入額の合計額が400万円以下(※1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。(平成23年分より)この場合であっても、所得税の還付を受けるためや上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰越するためには、確定申告書を提出する必要があります。
また、所得税の申告をする必要がない場合であっても、住民税の申告をすることによって、翌年度の住民税の賦課額が減額になる場合があります。(例：社会保険料控除・医療費控除等)
※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

■申告日程

	受付月日	対象地区	区分	受付時間	受付会場
2月	18日(月)	浜町・元町	一般	9:00～17:00	役場1階 第1会議室
	19日(火)	本町・仲町・幸町	一般		
	20日(水)	栄町・泉町	一般		
	21日(木)	新泉町・旭町	一般		
	22日(金)	宇津	一般	9:00～11:30	宇津集落センター
	25日(月)～27日(水)	沙留・住吉・富丘	一般	9:00～16:30	沙留公民館
	28日(木)	緑ヶ丘・東町	一般	9:00～17:00	役場1階 第1会議室
3月	1日(金)	春日町・新町	一般		
	4日(月)～8日(金)	農業者のみ	農業		
	11日(月)	宮下町・北興 秋里・豊野	一般		
	12日(火)～15日(金)	指定なし	一般		

※期間中連絡先

- ・宇津集落センター Tel82-2584
- ・沙留公民館 Tel83-2306

※なお、不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせは、
興部町役場 住民課税務係(Tel82-2131 内線225・226)までご連絡願います。